

序

地租委譲論とは、国税たる地租を地方財源として（府県あるいは市町村に）譲渡するという税制改革論であり、営業税⁽¹⁾委譲も含める場合には両税委譲と称される⁽²⁾。本問題は戦前における地方財政および地方分権の重要な争点であり、これまでに多くの優れた研究がなされてきた⁽³⁾。

地租委譲論は、プロイセンの税制改革を念頭に⁽⁴⁾、桑田熊蔵、本多精一ら社会政策学会の学者、あるいは農村の立場を代弁する横井時敬などが唱道していたが⁽⁵⁾、それが本格的に検討されるのは、原敬内閣が設置した臨時財政経済調査会の下においてである。地租委譲をめぐる政治的攻防は、臨時財政経済調査会での議論を経て、政友会が地租委譲を政策として採用した一九二三（大正一二）年に第一のピークを迎え、そして一九二七（昭和二）年に政友会田中義一内閣が成立することにより第二のピークに達する。

本章は、この政治的攻防の始まりとなる臨時財政経済調査会での審議を分析対象とし、政党政治における政策争点としての様相を強める一九二三年以降については、次章で分析することにする。本章の主たる課題は、臨時財政経済調査会の審議過程を中心としながら、委譲案そのものだけではなく、それと関係する諸課題を考察することにある。

具体的には、第一に、委譲案を税制改正論全体のなかに位置づけ、それが政治課題となる過程を、高橋是清を軸に論じていくことである。原敬内閣で蔵相を務め、その次の首相となった高橋是清は、どのような思想を持ってこ

の問題に取り組んだのだろうか。その分析の焦点が、「画一主義」と「地方自治」の問題にあることは本文中に示す通りである。

第二に、委譲案の代替財源として提案された財産税案の意味をあらためて考察することである。それは、第1章で明らかにした神戸正雄の思想を踏まえながら、財産税論が持っていた固有の意味を明らかにすることであり、委譲案を含む財調の税制改正論の特質を明らかにすることである。またそれは、ある学者の理想が、現実の政治過程においてどのように向き合うことになったのかを描くことでもある。

そして第三に、高橋、神戸がその渦中にあつた政治過程を、政党や各利益団体に着目しながら論じることが目的となる。一見すると一致しているかのように見える議論のなかには微妙な違いがあつたし、また、対立のなかにも妥協の余地があつたことは本文中で明らかにする通りである。

以下、まずは臨時財政経済調査会で税制改正案が審議されるに至るまでの政治過程を描き、原内閣における税制改正案の位置づけを検討する。

第1節 税制改正問題と原敬内閣——高橋是清の「画一」批判と「地方自治」

1 臨時財政経済調査会設置の政治過程——国民党と原内閣

臨時財政経済調査会（以下、「財調」）は、一九一九（大正八）年、第四一議会における国民党の建議案「財政整理ニ関スル臨時調査機関設置ノ建議」を契機に、原敬内閣の下で設置されたものである。つまり、もともと政府の主